

大規模災害を想定した 洪水対応演習を実施します

近年多発する浸水被害に対処するため、今年7月19日に水防法が改正されました。洪水浸水想定区域の対象となる降雨が「100年に1回規模」* から「想定し得る最大規模」となり、浸水想定範囲の拡大が予想されます。 ※雄物川上流の場合

このため湯沢河川国道事務所では、大規模な洪水災害を対象に、防災担当者の対応能力向上を図るとともに、水防法改正に伴う水防対応の課題等を探ることを目的に、ロールプレイング方式の演習を横手市と協同で行います。

1. 実施日時

平成27年11月27日(金) 13:00～16:30

2. 実施場所

演習部（国交省） 湯沢河川国道事務所 新庁舎2F 災害対策室
演習部（横手市） 横手市役所北庁舎 3F 災害対策室
全体指揮部 湯沢河川国道事務所 新庁舎3F 第二会議室

3. 演習参加機関

秋田県、横手市、大仙市、湯沢市、羽後町、東北地方整備局
合計 約60人

4. 演習想定

演習対象河川：横手市に係る雄物川、皆瀬川、成瀬川

※24日(火)15時より、秋田県庁内県政記者室において記者レクを行います。

※当日の気象、水質事故、地震等の状況により延期となる場合があります。

※ロールプレイング方式の演習とは、指揮部より与えられた情報や状況をもとに、演習者が必要となる行動を判断して対応する机上演習です。

※発表記者会：秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社大曲・湯沢支局、秋田県南日々新聞、秋田民報

《問い合わせ先》

国土交通省 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所

住所：湯沢市関口字上寺沢64-2

電話：0183-73-5544

副所長（河川担当）	さとう 佐藤	のりお 徳男	（内線204）
○調査第一課長	はやし 林	まさひろ 将宏	（内線351）

(参考)水防法の改正

改正前	改正後(7/19施行)
<p>(浸水想定区域)</p> <p>第14条 国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について(中略)、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、<u>当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨</u>により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。</p>	<p>(洪水浸水想定区域)</p> <p>第14条 国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について(中略)、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、<u>想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨)であって国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。</u>次条第一項において同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。</p>

○洪水浸水想定区域図は、市町村が定める、

- ・洪水ハザードマップ
- ・避難場所や避難経路

の基礎となるものであり、水防法の改正により今後これらの見直しも必要。